

医療関連サービスマーク 制度要綱集

【患者搬送業務】



一般財団法人 医療関連サービス振興会

一般財団法人医療関連サービス振興会は、医療関連サービスの質の確保を図り、その健全な育成・発展を図ることを目的として、平成2年12月に設立されました。

医療法第15条の2では、診療等に著しい影響を与えるものとして定められた業務を外部に委託するときは、「厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」ことを定めています。

当振興会では、医療機関や国民が安心して利活用できる制度として、厚生労働省令で定める全ての基準に、更に良質な医療関連サービスの提供に必要な要件として振興会独自の基準を加えた「認定基準」を定め、この基準を満たす医療関連サービスを提供する事業者等に対して「医療関連サービスマーク」の認定を行っております。

この「医療関連サービスマーク制度要綱集」には、医療関連サービスマークの認定に関する規定を掲載しております。

目 次

- 一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領・・・・・・・・・・・・・1
- 医療関連サービスマーク制度要綱・・・・・・・・・・・・・4
- 患者搬送業務に関する・・・・・・・・・・・・・9
医療関連サービスマーク制度実施要綱
- 患者搬送業務に関する基準（認定基準）・・・・・・・・・・・・・14
- 患者搬送業務に関する申請手数料、認定料及び実地調査費・・・・・・・・・・・・・21
- 賠償資力の確保に関する要件・・・・・・・・・・・・・22

《参考資料》

- ・変更事項・事業廃止届
- ・変更事項届に添付する提出書類
- ・医療法（抄）
- ・医療法施行令（抄）
- ・医療法施行規則（抄）
- ・医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）
- ・病院、診療所等の業務委託について（抄）

○一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領

(基本理念)

わが国は、今や世界有数の長寿国となり、国民の健康水準は著しく向上している。これは、社会経済の発展、医療制度をはじめとする社会保障制度の充実や、医師をはじめ医療関係者の長年の努力の成果である。

しかしながら、今日わが国の医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの成果を継承しつつ、より一層の発展が求められている。

即ち、世界に例を見ない超高齢化社会を迎えるに当たって、活力ある福祉社会を実現する方策、疾病構造の変化に対応した医療供給体制の整備、国民が高いクオリティ・オブ・ライフを享受するための保健・医療・福祉サービスの包括的な提供方策の課題が山積している。

このような背景の中で、医療の周辺領域において、新たな民間活力の導入により、様々なサービスが提供され、医療の質の向上及び効率的な提供に資する場合がみられるようになってきている。

これらのサービスは、医療そのものと同様に、公共性の高いサービスであり、また、国民の生命・身体に直接影響を与えるおそれがあることから、他のサービス以上に質の確保が要求されるものである。

そこで、医療関連サービス振興会会員は、このような、医療関連サービスの社会的影響の重要性に鑑み、サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、会員が守るべき基本的事項について、ここに倫理綱領を定める。

(使命)

会員は、高度化、多様化する国民のニーズに応えるべく医療関連サービスの絶えざる研究・開発を推進し、その向上を図るとともに、その提供に際しては、良質かつ適切なサービスを、需要に即応して安定的に提供できる体制を確保し、医療の発展に寄与するよう努めるものとする。

(社会の信頼の確保)

会員は、医療関連サービスが高い公共性と国民の生命・身体に深い関わりを持つものであることを認識し、高い倫理的自覚のもとに常に社会の信頼を得られるよう努めるものとする。

(医療供給体制との調和)

会員は、わが国においては医療そのものの供給は非営利が原則であることを認識し、この医療供給体制の原則と調和を図りつつ、医療関連サービスの提供を行わなければならない。

(安定したサービスの提供)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス需要の公共性と恒常性に鑑み、常に安定したサービスが提供できる体制を整備していなければならない。

(公正な競争)

会員は、医療関連サービスの提供に際しては、公正な競争を行い、サービスの質の向上等によって保健・医療・福祉の進歩発展に寄与する方向を指向しなければならない。

(サービスの質の向上)

会員は、サービスの提供に当たり、生命の尊重と個人の尊厳を第一義としてサービスの向上を図り、常に医療の発展に寄与することを目指すものとする。

(教育・研修)

会員は、サービス従事者に対する教育・訓練の徹底を期し、常にその資質の向上に努めなければならない。

(公正かつ適正な情報の提供)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス利用者がその選択を誤ることのないよう、公正かつ適正な情報を提供しなければならない。

また、サービスの利用方法について利用者に熟知させるとともに、使用の実態に関する正確な情報を把握していなければならない。

(法令・基準の遵守)

会員は、関係諸法令・通知を遵守するとともに、一般財団法人医療関連サービス振興会において別に基準を定めたサービスを提供する場合には、当該基準を遵守しなければならない。

(苦情の処理)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス利用者の苦情に適切かつ迅速な処理を行い得るよう苦情処理体制を確立しなければならない。また、その再発防止及び改善に最善の努力を払うものとする。

(禁止事項)

会員は、医療関連サービスの提供に際して、次の行為をしてはならない。

イ. 業務を通して知り得た事実を、正当な理由なく漏洩する行為

ロ. 利用者の不利益となる行為

ハ. 他社、他団体またはその提供する医療関連サービスを不当に中傷、誹謗する行為

ニ. 詐術、欺瞞的行為

ホ. その他、前各号に準ずる反倫理的・反社会的行為

(サービス従事者及び各団体の所属会員への指導)

会員は、そのサービス従事者に対し前各号の趣旨の徹底を図るほか、各団体の所属会員に対して、等しく遵守させるよう努めなければならない。

制 定 平成3年8月9日

○医療関連サービスマーク制度要綱

第 一 医療関連サービスマーク制度の目的

医療関連サービスマーク制度は、医療関連サービスに関して、医療の特質や国民の生命・身体への影響を踏まえて、一定の認定要件を定め、この要件に適合する良質の医療関連サービスに対して医療関連サービスマークの認定を行い、当該サービスを提供する事業者に認定証を交付することにより、良質な医療関連サービスの提供及び普及を図り、もってわが国の医療の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 二 医療関連サービスマークの認定要件

医療関連サービスマークは、医療関連サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）の申請に基づき、当該事業者により提供される医療関連サービスが、一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合しており、かつ、当該事業者が振興会会員である場合、又は振興会に参加する団体の所属会員である場合、又は振興会倫理綱領の内容を遵守するものである場合（その場合、倫理綱領の「会員」を「事業者」と読み替える。）及び別に定める要件を満たす場合のみ認定する。

第 三 医療関連サービスマークの認定基準の策定

- (1) 理事長は、認定基準を策定するため、評価認定制度委員会の決定に基づき、専門家等からなる専門部会を設置する。
- (2) 専門部会で検討された認定基準は、評価認定制度委員会の決定を経て、理事長がこれを承認する。

第 四 医療関連サービスマークの申請手続

提供する医療関連サービスについて医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、医療関連サービスマーク認定申請書に別に定める書類を添付して理事長に提出し、別に定める申請手数料を納入しなければならない。

第 五 審査

- (1) 専門部会は、医療関連サービスマークの認定を受けようとする医療関連サービスに関して、第二の認定基準に適合するものであるかを審査し、評価認定制度委員会にその審査結果を報告する。
- (2) 審査に必要な調査は、書類調査、実地調査及びその他の調査とする。
- (3) 評価認定制度委員会は、(1)の専門部会よりの報告に基づき検討し、この結果を理事長に報告する。

第 六 認定及び認定証の交付

- (1) 理事長は、申請事業者により提供される医療関連サービスに関する評価認定制度委員会の検討結果の報告に基づき、医療関連サービスマークの認定を行う。
- (2) 理事長は認定に当たり、必要に応じ倫理綱領委員会の意見を求める。
- (3) 認定日は、これを別に定める。
- (4) 理事長は、医療関連サービスの認定を行った場合には、申請事業者に対して、医療関連サービスマーク認定証を交付する。
- (5) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定めるところにより、振興会に認定料を納入しなければならない。

第 七 検証

- (1) 専門部会は、認定を受けた医療関連サービスに関して、認定基準違反が認められる場合等必要に応じ、随時、認定を行った医療関連サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するための検証を行い、評価認定制度委員会にその結果を報告する。
- (2) 評価認定制度委員会は、(1)の専門部会よりの報告に基づき検討し、理事長にこの結果を報告する。
- (3) 理事長は、(2)の報告に基づき、改善勧告又は認定の取り消しの措置を行う。
- (4) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を支払わなければならない。

第 八 医療関連サービスマークの有効期間

マークの有効期間については、別にこれを定める。

第九 医療関連サービスマークの申請の受付け事務の委嘱

申請の受付け事務は、必要に応じ、医療関連サービスの種類によっては、理事長はこれを振興会に参加する団体に委嘱することができる。

第十 医療関連サービスマークの形状及び表示

認定事業者は、別紙に示す形状を基に、当該医療関連サービスに対して、別に定めるところにより医療関連サービスマークを表示することができる。

第十一 調査協力及び報告の義務

認定事業者は、次の各号に定める義務を履行しなければならない。

- (1) 審査及び検証に必要な調査又は、理事長が特に必要があるとして行う調査に協力すること。
- (2) 事業の廃止のほか、別に定める事実が発生した際、その日から30日以内にその旨を理事長に届け出ること。
- (3) 理事長が特に必要があるとして求めた報告、資料の提供に応じること。
- (4) 認定を受けた医療関連サービスの提供に関して、利用者等から損害の賠償を請求されたとき、その他重大な事故が生じたときは、直ちにその内容と結果を理事長に報告すること。

第十二 認定の取り消し等

認定を受けた医療関連サービスが、第二に規定する認定要件を欠いた場合、又は認定事業者が第六の(5)若しくは第十一の遵守を怠った場合、その他医療関連サービスマーク制度の実施に支障を及ぼす行為を行った場合は、評価認定制度委員会及び、倫理綱領委員会等これに関係すると理事長により判断された委員会において、本件を審査し、理事長は、その審査結果に基づき改善勧告又は認定の取り消しの措置を行う。

第十三 苦情処理

振興会は、医療関連サービスマークの認定を行った医療関連サービスに係る苦情について、これを厳正かつ公正、公平に解決することにより、利用者の保護を図り、もって医療関連サービスの質の向上に努めるものとする。

第十四 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、認定を受けた医療関連サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

第十五 その他

医療関連サービスマーク制度の対象となる各医療関連サービスに関し、必要な事項があれば評価認定制度委員会に諮って、これを別に定める。

制 定 平成3年9月26日

付 則 経過措置

既に振興会に参加する団体において、認定が行われ又は認定の準備が進められているものについては、認定のための基準及び評価の方法を検討の上、理事長が経過措置を設ける。

付 則（平成5年11月25日一部改正）

この制度要綱の一部改正は、平成5年11月25日から施行する。

付 則（平成8年9月25日一部改正）

この制度要綱の一部改正は、平成8年9月25日から施行する。

付 則（平成13年9月27日一部改正）

この制度要綱の一部改正は、平成13年10月1日から施行する。

別 紙



- (注) 1. 医療関連サービスマークの色彩は、赤色（日本工業規格 7.5R5/14 に相当する色）とする。
2. やむを得ない場合は、黒色とする。

○患者搬送業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱

1. 患者搬送業務の定義

患者、妊婦、産婦又はじょく婦（以下「患者等」という。）の病院、診療所又は助産所（以下「医療機関」という。）相互間の搬送業務、及びその他の搬送業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものに関する業務をいう。

2. 事業者の資格要件

提供する患者搬送業務（以下「本サービス」という。）について認定を受ける事業者は、次の要件を充たさなければならない。

- ① 経営状態が正常かつ良好であること。
- ② 継続的な本サービスの提供が可能であること。
- ③ 医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規を遵守するものであること。
- ④ 認定の取消しを受けた事業者にあつては、取消し後2年以上を経過していること。
- ⑤ 事業者が本サービス以外の事業を営む場合には、本サービスの社会的信用を損なうものではないこと。

3. 本サービスの基準

「患者搬送業務に関する基準（認定基準）」（以下「認定基準」という。）において別に定める。

4. 申請手続

- (1) 医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、「医療関連サービスマーク認定申請書」につぎに定める書類を添付して理事長に、提出しなければならない。ただし、認定の更新（認定の有効期間に引き続いて認定を受ける場合をいう。以下同じ。）の申請で、下記の④から⑨の書類について前回の申請時又は変更届の提出時と内容の変更がない場合は、「認定申請書添付書類の省略について」（様式4）を提出しなければならない。

- ① 事業概要報告書（様式1）
- ② 決算報告書（直近3カ年のもの。事業者が個人の場合は税務申告書類等を提出のこと。）
- ③ 認定基準に定める受託責任者配置状況一覧表兼確認書（様式2）
- ④ 登記簿謄本（事業者が法人の場合のみ）
- ⑤ 以下のア～エの免許証（写）若しくは許可書（写）のうちいずれか
ア. 一般乗用旅客自動車運送事業の免許証（写）

- イ. 一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の免許証（写）
- ウ. 一般貸切旅客自動車運送事業の免許証（写）
- エ. 特定旅客自動車運送事業の許可書（写）
- ⑥ 代表者及び本サービスを行う役員の履歴書兼確認書（様式3）
- ⑦ 受託責任者の本サービスに係る履歴がわかる履歴書
- ⑧ 標準作業書
- ⑨ 業務の案内書
- ⑩ 認定申請書添付書類の省略について（様式4）
- ⑪ 制度保険加入依頼書（様式5）
- ⑫ 賠償責任保険に関する誓約書（様式6）
- ⑬ 保険契約に関する証明書（様式7）
- ⑭ 医療関連サービスマークの使用状況（様式9）

なお、医療関連サービスマークの認定事業者を吸収合併した非認定事業者が当該医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けようとする場合については、上記①～⑬に加えて次の書類を提出しなければならない。

- ⑮ 吸収合併した認定事業者名及び当該医療関連サービスマークの認定番号（様式を別に定める。）
- ⑯ 認定事業者を合併したことを証明する書類（合併契約書（写）。ただし、上記④にその記載がある場合は除く。）

- (2) 申請事業者は、申請書類の提出と同時に、別に定める申請手数料を納入しなければならない。なお、一旦納入した申請手数料は返還しない。

5. 認 定

- (1) 認定は、事業者ごとに本サービスに係る事業所を特定して行う。
- (2) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び理事長が必要と認めた日とする。
- (3) 審査に必要な調査として、書類調査、実地調査及び必要に応じその他の調査を行う。
- (4) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定める認定料を納入し、認定証の交付を受ける。なお、一旦納入した認定料は返還しない。
- (5) 認定を受けることができなかった事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。
- (6) 認定のための調査及び審査について、必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

6. 検 証

- (1) 認定事業者が次のいずれかに該当した場合は、本サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するため、検証を行う。

- ① 認定基準違反が認められ、又はその疑いがある場合
 - ② 新たに本サービスを行う事業所の設置等事業内容の変更があり、検証が必要と認められる場合
 - ③ 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始した場合
 - ④ 専門部会が検証を必要と認めた場合
- (2) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

7. 申請事務の受付の委託

申請事務の受付は、必要に応じ、振興会会員である事業者団体に委託する。

8. 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を理事長に届け出なければならない。

- ① 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始したとき
- ② 事業内容を変更したとき（新たに本サービスを行う事業所の設置や事業の廃止）
- ③ 事業者の名称又は住所を変更したとき
- ④ 代表者又は受託責任者が異動したとき

9. 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定日から2年間（更新の場合は3年間）とする。
- (2) 認定の更新申請において、期間満了の3か月前までに更新の申請手続が行われたにもかかわらず、期間満了の日までに認定の可否についての通知がなされなかった場合には、その通知がなされるまでの間は有効期間とみなす。
- (3) 認定事業者が他の事業者吸収合併された場合、認定の有効期間は合併の日をもって消滅する。
- (4) 認定事業者を吸収合併した事業者は、(3)の規定にかかわらず、当該事業者に係る医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けることを申請することができる。この場合の認定の有効期間は、認定日から吸収合併前の認定事業者が有していた認定有効期間満了の日までとする。

10. 医療関連サービスマークの表示

- (1) 医療関連サービスマークの様式は下記のとおりとし、認定事業者はマークを表示することができる。



- (注) 1. 色彩は、マーク本体部分を赤色（日本工業規格 7.5 R 5 / 1 4 に相当する色）、サービス名の色抜き箇所地の部分を緑色（日本工業規格 7.5 G Y 8 / 8 に相当する色）、他の部分を黒色とする。
2. やむを得ない理由により単色とするときは、黒色とする。

- (2) 医療関連サービスマークの認定を表示する場合は、認定を受けていない医療関連サービスについて、認定を受けているものと誤認されるおそれがある方法で行ってはならない。
- (3) 認定事業者は、次の場合には、すべての医療関連サービスマークの認定を表示するものを廃棄又は削除しなければならない。
- ① 認定の有効期間が満了したとき
 - ② 認定の取消しを受けたとき
 - ③ 認定を返上したとき

11. 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、本サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

なお、認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには損害保険に加入しなければならない。

制 定 平成5年3月26日

付 則 経過措置

認定基準に定める受託責任者については、理事長が必要に応じ、経過措置を設ける。

付 則 (平成9年2月1日一部改正)

1. 施行期日

この制度要綱の一部改正は、平成9年2月1日より施行する。ただし、制度要綱の4 申請
手続、9 有効期間及び11 損害賠償実施の確保については、平成9年6月1日の認定から
適用する。

2. 経過措置

平成8年2月1日から平成9年5月31日までの間に認定の更新を受けた認定事業者につ
いては、当該有効期間の満了時に、理事長が別に定めるところにより、有効期間を1年延長す
ることができる。

付 則 (平成10年9月28日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

付 則 (平成11年5月28日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年5月28日から施行する。

付 則 (平成14年2月1日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成14年6月1日の認定から適用する。

付 則 (平成20年2月1日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成20年2月1日から施行する。

○患者搬送業務に関する基準（認定基準）

1 基本的事項

- (1) 患者搬送の業務を行う事業者（以下「事業者」という。）は、患者搬送業務（以下「本サービス」という。）の社会的影響の重要性に鑑み、本サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、事業を行うにあたり守るべき事項を定めた「一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領」を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、医療機関で行われる業務と同様に、質の高い本サービスを行うために、医療機関との緊密な連絡のもとに業務を行わなければならない。また、事業者は、医療機関との意思の疎通を図り、問題点の改善のため努力する意思とこれを具体的に実施していく能力を有しなければならない。

2 本サービスの受託について

重篤な状態であって、緊急の医学的処置又は手術が必要と主治医により判断された患者等を搬送することは好ましくない。

3 サービスの提供体制等

事業者は次の全てを充たしているものでなければならない。

(1) 受託責任者の配置

事業者は、十分に質の確保された業務遂行のため、下記の点について十分な知識・経験を有する受託責任者を配置しなければならない。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 搬送中の患者等に対する介助要領・観察要領及び応急手当
- ③ 医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規
- ④ 搬送業務に係る医療保険制度

(2) 受託責任者の資格

受託責任者は、以下の条件を全て充たすものでなければならない。

- ① 上記(1)に定めた知識・経験を有すること
- ② 3年以上の本サービスの業務の経験を有すること
- ③ 一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）が指定する特定の講習会を修了したこと

(3) 従事者の配置

事業者は、搬送のため、十分な知識・技術を有した以下の業務を行う従事者（以下「従事者」という。）を必要数確保しなければならない。

- ① 患者等の搬送の用に供する自動車（以下「搬送用自動車」という。）の運転
- ② 用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の応急手当を適切に行うための知識・技能
- ③ 体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の観察要領
- ④ 同乗者、積載資器材等、患者等の状態に応じた搬送体制について、主治医との必要な連携
- ⑤ 患者、家族等との連絡
- ⑥ 搬送用自動車及び積載資器材の消毒の方法並びに保守管理の方法

なお、適切に本サービスの遂行ができる場合には、兼務は差し支えない。

(4) 従事者の研修

事業者は、従事者の十分な知識・技術を確保するため、振興会が実施又は指定する特定の講習会に参加させるなど、適切な研修・訓練を行わなければならない。また、研修に関する記録を作成、保管しなければならない。

① 初任者研修

本サービスに初めて従事するものに対しては、事業者の責任において研修・訓練を行わなければならない。

なお、搬送及び患者、家族等との対応については、受託責任者の指導のもとで所定の時間をかけて実地に研修・訓練を行う必要がある。この場合、患者、家族等に対して不安や不快を与えないように、その内容は受託責任者の責任で十分に考慮されたものでなければならない。

② 通常の研修・訓練

事業者は、本サービスの水準を維持、改善するため、常に研修・訓練に努めなければならない。また、その企画と実施については、受託責任者の指導のもとで、必要な時間をかけて実施しなければならない。

③ 研修項目

研修項目は以下の事項を含んでいる必要がある。

- ア. 医療機関の社会的役割と組織
- イ. 搬送業務に係る医療保険制度
- ウ. 搬送患者等の介助の方法
- エ. 搬送途上の患者等の急変に対する応急手当の方法として、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法

- オ. 患者等の観察要領として、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- カ. 搬送用自動車及び積載資器材の消毒又は滅菌方法並びに感染防止策
- キ. 搬送用自動車及び積載資器材の点検・必要な保守の方法及び故障時の対応
- ク. 主治医との連携として、搬送にあたって事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者等の急変の際に医師に連絡すべき事項
- ケ. 患者、家族等との対応の方法及び秘密の保持

(5) 従事者の健康管理

事業者は、従事者の疾病の早期発見及び健康状態の把握のため、適切な健康管理を行わなければならない。また、健康管理に関する記録を作成、保管しなければならない。

(6) 搬送用自動車の構造

事業者は、本サービスの提供にあたり、主治医の判断に基づき必要な構造の自動車を準備しなくてはならない。下記の構造の自動車を事業所ごとに最低1台は備えている必要がある。

- ① ストレッチャー又は車椅子を確実に固定できること
- ② 自動車電話又は携帯電話を備えていること
- ③ 十分な緩衝装置を有すること
- ④ 換気及び冷暖房の装置を備えていること
- ⑤ 医師を同乗させる場合にあつては、医師が医療上の処置を行うために必要な広さを有すること

(7) 積載資器材

事業者は、本サービスの提供にあたり、主治医の判断に基づき必要な積載資器材を準備しなくてはならない。下記の積載資器材を備えている必要がある。

- ① 担架、枕、敷物、毛布、体温計、膿盆、汚物入れを搬送用自動車ごとに積載していること
- ② 医師を同乗させる場合にあつては、医師の同乗に備えた資器材として、聴診器、血圧計、心電計、手動又は自動人工呼吸器一式、酸素吸入器、吸引器及び点滴架設備を事業所ごとに最低1組は有すること

(8) 搬送用自動車及び積載資器材の消毒

事業者は、搬送用自動車及び積載資器材を適切な方法により定期的及び毎使用後に消毒を行うことにより、その清潔を保持しなければならない。また、主治医より消毒について特別な指示があった場合には、指示に基づいた消毒を行わなければならない。

4 サービスの実施方法

(1) 主治医との連携

事業者は、主治医に対し搬送用自動車の構造及び積載資器材、従事者の資質等業務の内容を十分に説明し、主治医の判断に基づき患者等の状態に応じた適切な搬送用自動車及び積載資器材並びに同乗者により本サービスを行わなければならない。

また、搬送途上において患者等の容態が悪化した場合で、主治医がこれに対する医療上の処置が緊急に必要と判断した場合には、速やかに最寄りの医療機関に搬送するなどの対応により、患者等に対して適切な医療上の処置がなされるよう努めなければならない。

(2) 消防機関との連携

事業者は、必要に応じ、消防機関と連携を図らなければならない。

(3) 従事者等の同乗

事業者は、主治医と相談のうえ、下記のとおり患者等の容態に応じた適切なものを同乗させ、当該患者等を搬送しなければならない。

- ① 主治医により搬送途上に医療上の処置を要すると判断された患者等の搬送にあたっては、医療機関より医師等の同乗を求め、その同乗を得て搬送を行うこと。
- ② 主治医により搬送途上に医療上の処置を要しないと判断された患者等の搬送にあたっては、原則として、運転手以外に患者等の付添いのための従事者を同乗させること。ただし、付添いのための家族等が同乗することを前提に主治医が判断した場合には、その限りでない。

なお、前記3-(6)、(7)及び4-(3)に示す同乗者、搬送用自動車の構造、積載資器材の関係は別表のとおりである。

(4) 業務の案内書

事業者は、医療機関の求めに応じ、医療機関からの照会に対応できるよう、業務案内書を作成し、次の事項を明記しなければならない。

- ① 業務の管理体制
- ② 搬送用自動車の構造及び積載資器材
- ③ 配置人員
- ④ 提供するサービスの内容
- ⑤ 運賃その他の利用料金

(5) 標準作業書、作業記録等

事業者は、業務の質の確保を図るため、業務担当者の作業手順を明確化すべく標準作業書を作成し、また、各作業手順の内容を確認するため作業記録を作成しなければならない。標準作

業書、作業記録等は、適切に保管し、医療機関の求めがあった場合、開示できるようにしておかなければならない。

① 搬送標準作業書

- ア. 患者等を出発場所から運び出すときの主治医への確認事項
- イ. 搬送途上の患者等の急変に対する応急手当の方法として、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法
- ウ. 患者等の観察要領として、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- エ. 主治医との連携として、搬送にあたって事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者等の急変の際に医師に連絡すべき事項
- オ. 患者等を目的の場所に引き渡すときの確認事項等が手順に沿って記載されていないといけない。

② 搬送用自動車、積載資器材の保守点検標準作業書

搬送用自動車及び積載資器材につき自ら行う保守点検の方法、滅菌又は消毒の方法及び故障時の対応について記載されていないといけない。

③ 搬送記録

事業者は、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年8月1日 運輸省令第44号）第25条第1項に掲げる事項及び同乗者・積載資器材とその判断をした主治医の氏名を運転者ごとに記録させなければならない。

④ 搬送用自動車、積載資器材の保守点検作業記録

搬送用自動車及び積載資器材につき常時及び定期的に行う保守点検・消毒作業について、保守点検項目、作業年月日、保守点検・消毒作業者が記載されていないといけない。

更に、保守点検作業による保守点検結果を記録していないといけない。

(6) 標準作業書の徹底

事業者は、標準作業書に基づき業務を行うよう従事者に徹底しなければならない。

(7) 患者、家族等との対応

従事者は、患者、家族等に身近で接する機会があることから個人のプライバシーを侵害することのないよう特に注意しなければならない。正当な理由がなく、その業務を通して知り得た事実は、決して他言してはならない。

更に、医療上の指導と紛らわしい言動は、患者、家族等に誤解や不安を与え、ひいては医療そのものに悪影響を及ぼす結果となるので、決して行ってはならない。

(8) 長距離搬送を行う場合の留意事項

長距離搬送を行う場合、搬送途上での緊急時の対応がなされるよう出発地の医師の同乗を求めることが必要である。

また、医師が同乗しない場合には、緊急時に備え、事前に搬送経路に立地する医療機関との間で、搬送用自動車への医師の同乗や患者の受入れ等についての連携体制を確立したうえで本サービスを提供しなければならない。

この場合、搬送用自動車及び積載資器材については医師が同乗することを前提としたものしなければならない。

5 運送約款の明示

事業者は本サービスの提供にあたっては、道路運送法施行規則（昭和26年8月18日 運輸省令第75号）において一般旅客自動車運送事業者につき定める運送約款を明示しなければならない。なお、運送約款には、以下の点を盛り込んでおかなければならない。

- (1) 事業の種類
- (2) 運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項
- (3) 運送の引受けに関する事項
- (4) 運送責任の始期及び終期
- (5) 免責に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項

6 苦情処理と損害賠償

- (1) 事業者は、本サービスに関する苦情の発生に対しては、迅速かつ円滑な処理が行えるよう、窓口を設け、その連絡先を、医療機関、患者及び家族に明示しなければならない。
- (2) 事業者は、苦情の処理について、調査、対応方針の決定、医療機関及び患者への対応、記録及び改善等に関する社内体制を整備しなければならない。
- (3) 事業者は、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう賠償責任保険に加入するなど、賠償資力の確保に努めなければならない。

付 則（平成10年9月28日一部改正）

1. 申請時、本サービスの提供を行っていないため、調査・確認ができないもの（作業記録等）については、サービスの提供の開始後に行うものとする。
2. 施行期日
この認定基準の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

〈別表〉

	同乗者	自動車	資機材
基本的事項	主治医の判断に基づき患者の状態に応じた適切なものを同乗させること	<ul style="list-style-type: none"> ① ストレッチャー、車椅子等を確実に固定できること ② 自動車電話又は携帯電話を備えていること ③ 十分な緩衝装置を有すること ④ 換気及び冷暖房の装置を備えていること 	① 担架、枕、敷物、毛布、体温計、膿盆、汚物入れ
搬送途上に医療上の措置を要する患者	医師	上記、①②③④に加えて⑤医師が医療上の処置を行うために必要な広さ	上記①にくわえて②聴診器、血圧計、心電計、手動又は自動人工呼吸器、酸素吸入器、吸引器及び点滴架設備
	看護婦等	上記①②③④に同じ	上記①に同じ
搬送途上に医療上の措置を要しない患者	従事者	上記①②③④に同じ	上記①に同じ

○患者搬送業務に関する申請手数料、認定料及び実地調査費

実施要綱4 申請手続きの(2)に規定する申請手数料、5 認定の(4)に規定する認定料並びに(5)に規定する実地調査費及び6 検証の(2)に規定する実地調査費は、それぞれ次のとおりとする。

1 申請手数料 50,000円(消費税を含む)

2 認定料

(1) 認定にかかる認定料は、新規又は更新の別に、次表に掲げる基本料と売上高に応じて加算欄に掲げる区分により算出した額の合計額とする。

① 新規認定の場合

申請者の別			会員	非会員
基本料			円	円
			135,000	165,000
加算	売上高1億円まで		10,000	12,500
	1億円超50億円まで	1億円	10,000	12,500
	50億円超100億円まで	を増す	3,000	3,750
	100億円を超える部分	毎に	1,000	1,250

② 更新認定の場合

申請者の別			会員	非会員
基本料			円	円
			202,500	247,500
加算	売上高1億円まで		15,000	18,750
	1億円超50億円まで	1億円	15,000	18,750
	50億円超100億円まで	を増す	4,500	5,625
	100億円を超える部分	毎に	1,500	1,875

- (注) 1. 会員とは、一般財団法人医療関連サービス振興会の会員を指し、その関連会社等は含まない。
 2. 認定料の基礎となる売上高は、原則申請月の前々月から過去12か月分のものとする。
 3. 認定料には、消費税を含む。

(2) 実施要綱9 有効期間(4)に規定する認定の場合には、認定料は徴収しない。

3 実施要綱5 認定の(5)及び6 検証の(2)に規定する実地調査費

実地調査に要した費用として振興会が個別に算定して請求する額。

○賠償資力の確保に関する要件

実施要綱 1 1 損害賠償の実施の確保並びに認定基準 9 賠償能力の確保に規定する損害保険の要件は、次のとおりとする。また、損害保険は、サービスマークの有効期間中、継続して加入しておかなければならない。

ただし、認定時に本サービスの提供を行っていない事業者については、その提供の開始時より損害保険に加入するものとする。

1. 対象業務

医療関連サービスマーク制度実施要綱に定める業務

2. 補償内容

第三者の身体や財物に損害を与えた、業務遂行中の事故（施設賠償責任保険）が補償されるものであること。

3. てん補限度額等

(1) 共通てん補限度額(身体・財物)を設定している場合

保 険 の 種 類	てん補限度額	
	一 事 故	年間限度額
施設賠償責任保険	1 億円以上	1 億円以上

(2) 共通てん補限度額(身体・財物)を設定していない場合

保 険 の 種 類	てん補限度額		
		一 事 故	年間限度額
施設賠償責任保険	身体	1 億円以上	1 億円以上
	財物	1,000 万円以上	1,000 万円以上

※ 免責金額は設定されていても差し支えない。

年間限度額は設定されていなくても差し支えない。

4. 保険期間

保険期間は、サービスマーク有効期間中は契約を継続することとするが、有効期間に一致させる必要はなく、1年契約でも差し支えない。

○制度保険の内容

保険制度の条件を満たす損害保険として、一般財団法人医療関連サービス振興会（以下、「振興会」という。）は認定事業者用の団体保険制度（以下「制度保険」という。）を設けている。その内容は、次の（１）～（９）のとおりである。

（１）概 要

医療関連サービスマークを受けた事業者が、業務の遂行中、その業務に起因して第三者（医療機関、患者等）の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される。

（２）本保険における対象業務

本保険における対象業務とは、「患者搬送業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）の１ 患者搬送業務の定義」に定める業務とする。

（３）契約形態

認定事業者および振興会を被保険者とし、振興会が認定事業者を取りまとめ、保険会社と契約を締結する。

（４）保険期間

サービスマークの有効期間

ただし、実地要綱 9 有効期間（４）を適用する場合の保険期間は、当該有効期間と同一とする。

（５）補償内容とてん補限度額

型	保険金額（身体・財物賠償共通）		自己負担額
	施設賠償		
	1 事故	期間中限度額	1 事故
A	1 億円	なし	1 万円
B	2 億円	なし	1 万円
C	3 億円	なし	1 万円
D	5 億円	なし	1 万円

（補償内容）

- ・施設賠償責任保険：業務遂行上の事故

(6) 保険料

- ① 保険料のベースは、患者搬送用自動車の台数とする。
- ② 実地要綱9 有効期間(4)を適用する場合の保険料は、原則吸収合併後の患者搬送用自動車の台数をベースとして残存有効期間に対する保険料を月割で算出する。
- ③ 保険料は、認定料納入時に振興会が定めた方法により納入しなければならない。
- ④ 実地要綱9 有効期間(3)の規定により認定有効期間が消滅した場合は、領収した保険料から既経過期間に対し月割で計算した保険料を控除して、その残額を返還する。

ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

(7) 加入方法

制度保険に加入する場合は、申請書類に同封されている「制度保険加入依頼書」(様式5)を提出する。

(8) 事故発生時の通知

提供したサービスが原因となって事故が発生した場合は、速やかに振興会事務局に連絡する。

(9) 認定時にサービスの提供を行っていない事業者の取り扱い

認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには制度保険に加入することとする。

(患者搬送)

変更事項・事業廃止届

平成 年 月 日

一般財団法人医療関連サービス振興会 理事長 殿

認定事業者名

代表者名

印

認定番号 F ()

平成 年 月 日付にて、以下の事項が発生したので、届出をいたします。

該当	変更等事項	変更状況
	1. 本サービスの提供開始 (認定時、本サービスの提供を行って いなかった事業者が提供を開始)	
	2. 新たに本サービスを行う事業 所の設置	・事業所名 : ・事業所住所 : ・搬送車台数 :
	3. 事業者の名称及び住所の変更	・変更後の名称 : ・変更後の住所 : ・電話番号 : ・FAX番号 :
	4. 事業所名の変更	・変更前 : ・変更後 :
	4-2. 事業所住所の変更	・変更後住所 : ・電話番号 : ・FAX番号 :
	5. 代表者等の変更	
	1) 代表者	・変更前氏名 : ・変更後氏名 :
	2) 受託責任者	・(変更前)氏名 : ・(変更後)氏名 :
	6. 搬送車台数の変更	・変更事業所名 : ・変更前 : 台 ・変更後 : 台
	7. 本サービスを行う事業所 の廃止	
	8. 本サービス事業の廃止	

- (注) 1. 該当する変更事項等について、「該当欄」に「○」印を付してください。
2. 変更する事項が複数ある場合等でこの用紙に記入しきれないときは、補箋用紙を用いて作成してください。
3. 変更届出事項に応じて、次ページ記載の書類を添付してください。

変更事項届に添付する提出書類

左欄の変更の該当事項に応じ、右欄の書類を提出して下さい。

変更事項	添付書類
1 本サービスの提供開始	受託病院等との業務委託契約書（写）（契約先がある場合）、若しくは、搬送記録（写）
2 新たに本サービスを行う事業所の設置	①受託責任者配置状況一覧表兼確認書（様式2） ②受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書 ③消防庁の「患者等搬送乗務員講習」受講者である適任証又は日本赤十字社の適任証（写し）
3 事業者の名称及び住所の変更	変更後の法人登記簿謄本（写にて可）
4 事業所名の変更	（添付書類は不要）
4-2 事業所住所の変更	（添付書類は不要）
5 代表者等の変更	※下記いずれも、異動して来る者のもの
1) 代表者	①変更後の法人登記簿謄本（写にて可） ②誓約書（様式あり、代表者名で署名捺印） ③履歴書兼確認書（様式3、個人名で署名捺印）
2) 受託責任者	①受託責任者配置状況一覧表兼確認書（様式2） ②受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書 ③受託責任者の指定講習会修了証（写）
6 搬送車台数の変更	受託責任者等配置状況一覧表兼確認書(様式2)
7 本サービスを行う事業所の廃止	（添付書類は不要）
8 本サービス事業の廃止	（添付書類は不要）

誓 約 書

平成 年 月 日

一般財団法人 医療関連サービス振興会理事長 殿

申請事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

私は、一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領、医療関連サービスマーク制度要綱、患者搬送業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱及び患者搬送業務に関する基準（認定基準）を遵守することを誓います。

○ 医療法(昭和23年 法律第205号)(抄)

(業務委託)

第15条の2 病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

(平. 4. 法89 追加)

○ 医療法施行令(昭.23.10.27 政令第326号)(抄)

(診療等に著しい影響を与える業務)

第4条の7 法第15条の2に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

四 患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの

(平. 5. 政7 追加)

○ 医療法施行規則(昭.23.11.5 厚生労働省令第50号)(抄)

第9条の11 法第15条の2の規定による患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものを適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託業務の責任者として、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の搬送に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。
- 二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有すること。
- 三 次に掲げる要件を満たす搬送用自動車に有すること。
 - イ ストレッチャー又は車椅子を確実に固定できること。
 - ロ 自動車電話又は携帯電話を備えていること。
 - ハ 医師を同乗させる場合にあつては、医療上の処置を行うために必要な広さを有すること。
 - ニ 十分な緩衝装置を有すること。
 - ホ 換気及び冷暖房の装置を備えていること。
- 四 次に掲げる資器材を有すること。
 - イ 担架、枕、敷物、毛布、体温計、膿(のり)盆及び汚物入れ
 - ロ 医師を同乗させる場合にあつては、聴診器、血圧計、心電計、手動又は自動人工呼吸器、酸素吸入器、吸引器及び点滴架設備
- 五 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - イ 搬送途上の患者の急変に対する応急手当の方法
 - ロ 患者の観察要領
 - ハ 主治医との連携
 - ニ 搬送用自動車及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理
- 六 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 利用料金
 - ロ 搬送用自動車の構造及び積載する資器材

- ハ 業務の管理体制
- 七 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

(平. 5. 厚令3 追加)

○ 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）

[平成5年2月15日健政発第98号 各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知]

改正：平. 8. 3. 26健政発第263号
平. 11. 5. 10健政発第572号
平. 17. 12. 22医政発第1222001号

平成4年7月1日付けで公布された医療法の一部を改正する法律（平成4年法律第89号。以下「改正法」という。）のうち、（中略）病院、診療所等の業務委託に関する規定（中略）については、本年1月22日付けで公布された医療法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成5年政令第6号。別添1参照（別添 略））により本年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成5年政令第7号。以下「改正政令」という。別添2参照（別添 略））本年1月22日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号。以下「改正省令」という。別添3参照（別添 略））が本年2月3日付けで、それぞれ公布され（中略）たところである。

これらの施行に当たっては、特に下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。（なお書き 略）

記

《第1（特定機能病院に関する事項）、第2（療養型病床群に関する事項）（略）》

第3 業務委託に関する事項

1 業務委託全般について

(1) 趣旨

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政令第4条の7各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ新省令第9条の8から第9条の15までに規定する基準に適合する者に委託しなければならないものであること。

(2) 受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政令第4条の7各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ新省令第9条の8から第9条の15までに規定する基準に適合する者であることを確認した上で、受託者を選定すること。

(3) 標準作業書及び業務案内書

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図るためのものであり、業務案内書は、受託する業務の内容、方法等を明確にするためのものであること。また、受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備しておくものであること。

(4) 労働者派遣契約との関係

新政令第4条の7各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるので、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（昭和61年4月労働省告示第37号）」に留意されたいこと。

五 患者等の搬送の業務（新省令第9条の11関係）

（1）業務の範囲に関する事項

新省令第4条の7第4号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所若しくは助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者については医師又は歯科医師を同乗させて行うものをいい、病院、診療所又は助産所内の患者等の移動は含まないこと。

（2）人員に関する事項

ア 受託責任者について

新省令第9条の11第1号に規定する相当の知識とは、医師法、医療法等関係法規に関する知識をいい、相当の経験とは、原則として3年以上の患者等の搬送業務についての実務経験をいうものであること。

イ 従事者について

新省令第9条の11第2号に規定する必要な知識及び技能とは、次に掲げる知識及び技能をいうものであること。

- ① 用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持並びに保温等の応急手当
- ② 体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の観察要領
- ③ 主治医との連携
- ④ 搬送用自動車及び積載資器材の消毒の方法並びに保守管理の方法

（3）運営に関する事項

ア 標準作業書

新省令第9条の11第5号に規定する標準作業書の具体的記載内容は、次のとおりであること。

- ① 搬送途上の患者の急変に対する応急手当の方法については、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法
- ② 患者の観察要領については、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- ③ 主治医との連携については、搬送に際して事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者の急変の際に医師に連絡すべき事項
- ④ 搬送用自動車及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理

イ 業務案内書

医師の同乗を前提とした搬送を行わない場合には、この旨を業務案内書に明記すること。

（4）従事者の研修に関する事項

新省令第9条の11第7号に規定する研修は、患者等の搬送の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項

- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規

○ 病院、診療所等の業務委託について（抄）

[平成5年2月15日指第14号 各都道府県衛生主管部(局)長宛 厚生省健康政策局指導課長通知]

改正：平. 6. 指第59号

平. 8. 3. 26指第18号

平. 11. 5. 10指第37号

平. 17. 12. 22医政発第1222001号

平. 19. 3. 30医政経発第0330001号

標記については、本年4月1日より、医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条の6、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第9条の7から第9条の15及び「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号 厚生省健康政策局長通知）第3により取り扱われることとなるが、施行に当たっては、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 受託者の選定について

令第4条の7の各号に掲げられた業務については、財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービスマーク制度を設け、財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たした者に対して、医療関連サービスマークを交付することとしているところであるが、厚生労働省令で定める基準に適合している者であれば、医療機関等が同サービスマークの交付を受けていないものに委託することは差し支えないものであること。

[平. 8. 3. 26指第18号、平. 17. 12. 22医政発第1222001号改正]

第5 患者等の搬送の業務について(令第4条の7第4号関係)

1 受託者の業務の実施方法等

(1) 主治医との連携

治医に対して、搬送用自動車の構造及び積載資器材、従事者の資質等業務の内容を十分に説明し、主治医の判断に基づき患者等の状態に応じた適切な搬送用自動車及び積載資器材並びに同乗者により業務を行うこと。

また、搬送途上において、患者等の容態が悪化した場合は主治医に適切に報告し、主治医の判断にしたがって最寄りの医療機関に搬送するなど、患者等に対して適切な医療上の処置がなされるよう努めること。

(2) 消防機関との連携

受託者は、必要に応じ、消防機関と連携を図ること。

(3) 緊急性の高い重篤患者の搬送について

受託者については、従事者の知識・技能やその医療関係法上の制限、搬送車の積載資器材等により対応が限定されていること。また、現行制度下では道路交通法上の緊急自動車として認められていないことなどから、重篤な患者であって緊急の医学的処置又は手術が必要と主治医により判断された患者の搬送を行うことは好ましくなく、病院が自ら行うなど適切に対処すること。

(4) 長距離搬送のための体制整備

長距離の搬送を請負う場合には、搬送途上での緊急事態に対応できるよう、出発地の医師の同乗を求めること。また、医師が同乗しない場合には、事前に搬送経路に立地する医療機関との間で、搬送車への医師の同乗や患者の受入れ等についての連携体制を確立した上で業務を行うこと。

また、長距離の搬送を請負う場合の搬送用自動車及びこれに積載する資器材は、出発地からの医師の同乗の有無にかかわらず医師の同乗を前提としたものとする。

(5) 作業記録

受託者は、次に掲げる作業記録を作成すること。

① 搬送記録

② 搬送用自動車・積載資器材の保守点検記録

(6) 人員に関する事項

消防機関から「患者等搬送乗務員適任証」の交付を受けてる者は、規則第9条の11第2号の「受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者」に該当すること。

(7) 構造・設備に関する事項

ア 規則第9条の11第4号イに規定する積載資器材は、搬送用自動車ごとに積載されていること。

イ 医師が同乗する場合には、主治医の判断に基づいて患者の状態に応じた積載資器材を積載すること。このため、受託者は、規則第9条の11第4号ロに規定する積載資器材を少なくとも1組有すること。

ウ 消防機関から「患者等搬送用自動車認定マーク」の交付を受けている自動車は、規則第9条の11第3号のうち、イ、ロ、ニ及びホの要件を満たすこと。

(8) 従事者の研修に関する事項

患者等搬送事業指導基準（平成元年10月4日付け消防救第116号消防庁救急救助課長通知）に定める定期講習は、規則第9条の11第7号の「適切な研修」に該当すること。

2 医療機関の対応

医療機関は、当該業務を委託するに際しては、受託者の有する搬送用自動車、積載資器材等について確認するとともに、患者の状態に応じた適切な搬送車、積載資器材及び付き添いのために同乗する者並びに医師の同乗の必要性について、受託者に指示すること。

また、感染のおそれのある患者の搬送を委託する場合にはあつては、受託者の業務終了後の消毒の方法等について指示すること。

[平. 19. 3. 30医政経発第0330001号改正]

医療関連サービスマーク認定証 再交付申請書

年 月 日

一般財団法人 医療関連サービス振興会 理事長 殿

事業者名

代表者名

印

認定番号 () -

認定番号は、アルファベットから始まる番号です。認定証書に記載されております。
例:A(2)-1234567890

年 月 日付で医療関連サービスマークの認定を受け、認定証の
交付を受けておりますが、下記理由により、認定証の再交付を申請いたします。

下記理由についての変更事項・事業廃止届 { を添付いたします。・ は提出済です。}

- () 代表者の異動
- () 事業者の名称変更
- () 事業所（又は施設）の名称変更
- () その他 ()

【本申請に関する担当者】

部署・役職		氏名	
TEL		FAX	

※再交付した認定証書は原則、本社（登記簿上の本社住所）の代表者 宛に発送させていただきます。
本社以外への発送をご希望の場合は、下記にご記入ください。

発送先 住所	〒	-	TEL	
	部署・役職		担当者名	